

1. 障がい者の福祉



大和市マスコットキャラクター「かのん」(©1993 YAMATO CITY)

障がい者の福祉（１）

	ページ	身体 知的 精神	財 源 内 訳			
			国	県	市	その他
1. 障がい者の福祉	44					
(1) 障がい者統計	44	共通			○	
(2) 各障害者手帳の新規交付	51					
ア. 身体障害者手帳の交付	51	身体		○		
イ. 療育手帳の交付	51	知的		○		
ウ. 精神障害者保健福祉手帳の交付	52	精神		○		
(3) 障害者巡回更生相談（県）	52	身体 知的		○		
2. 障害者総合支援法	52					
(1) 障害支援区分認定	52					
ア. 障害支援区分認定とは	52	共通			○	
イ. 障害支援区分認定の流れ	53	共通			○	
ウ. 調査実施件数	53	共通			○	
エ. 認定者数	53	共通			○	
オ. 審査判定状況	54	共通			○	
(2) 自立支援給付の流れ	54	共通				
(3) 障害福祉サービスについて	55					
ア. 介護給付	55	共通	○	○	○	
イ. 訓練等給付	55	共通	○	○	○	
ウ. 自立支援医療制度	56	共通	○	○	○	
(ア) 精神通院医療	56	精神	○	○	○	
(イ) 更生医療	56	身体	○	○	○	
(ウ) 育成医療	56	身体	○	○	○	
エ. 補装具費の支給	56	共通	○	○	○	
オ. 地域生活支援事業	56	共通	○	○	○	
(ア) コミュニケーション支援事業	56	身体	○	○	○	
(イ) 日常生活用具の給付	57	共通	○	○	○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
			障 が い 福 祉 課
	身体障害者福祉法 身体障害者福祉法施行規則	S25. 4	障 が い 福 祉 課
	知的障害者福祉法 神奈川県療育手帳制度実施要綱	S49. 2	//
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 精神障害者保健福祉手帳制度実施要領	H 7.10	//
18歳～	身体障害者福祉法 身体障害者更生相談所設置運営基準	S27. 6	//
	障害者総合支援法	H18. 4	障 が い 福 祉 課
	//	//	//
	//	//	//
	//	//	//
	//	//	//
	//	//	//
	障害者総合支援法 大和市自立支援給付費の支給等に関する規則	H18. 4	障 が い 福 祉 課
	//	H18.10	//
	障害者総合支援法 自立支援医療費支給認定通則実施要綱	H18. 4	//
	自立支援医療費（精神通院医療）支給認定実施要綱	H18. 4	//
	自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱	H18. 4	//
	自立支援医療費（育成医療）支給認定実施要綱	H18. 4	//
	障害者総合支援法 大和市身体障がい児補装具費利用者負担金助成事業 実施要綱	H18.10	//
	障害者総合支援法	//	//
	大和市意思疎通支援事業実施要領	S59. 4	//
	大和市日常生活用具給付等事業の実施に関する規則	H18.10	//

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律は、「障害者総合支援法」と表記しています。

障がい者の福祉（２）

障がい者の福祉（2）				ページ	身体 知的 精神	財 源 内 訳			
						国	県	市	その他
			(ウ) 移動支援	57	共通	○	○	○	
			(エ) 日中一時支援	57	共通	○	○	○	
			(オ) 訪問入浴サービス	57	身体	○	○	○	
			(カ) 地域活動支援センター（ポピー）	57	精神	○	○	○	
			(キ) 相談支援事業「なんでも・そうだん・やまと」	57	共通	○	○	○	
			(ク) 身体障害者更生訓練費支給	58	身体	○	○	○	
			(ケ) 自動車改造費用の助成	58	身体	○	○	○	
			(コ) 自動車運転訓練・免許取得費用の助成	58	身体	○	○	○	
3. 日常生活援助				58					
			(1) 重度障がい者緊急通報システム事業	58	身体			○	
			(2) 住宅設備改良費の助成	58	身体 知的		○	○	
			(3) 在宅重度障がい者紙おむつ支給事業	58	共通			○	
			(4) 福祉タクシー等利用制度	59					
			ア. 福祉タクシー利用助成	59	共通			○	
			イ. 福祉車両利用助成	59	身体			○	
			ウ. 身体障がい者等自動車燃料費助成	59	身体 精神			○	
			(5) 協働事業（外出サービス）	59	身体 知的			○	
			(6) 障がい者（児）歯科健康診査事業	59	共通			○	
			(7) 援護施設等通所訓練費支給事業	60	共通			○	
			(8) グループホーム等家賃助成事業	60	共通			○	
			(9) 精神障がい者等への支援事業	60					
			ア. 相談支援	60	精神			○	
			イ. 普及啓発	60	精神			○	
4. 医療				60					
			(1) 心身障害者医療費助成	60	共通		○	○	
5. 福祉手当等支給				61					
			(1) 特別障害者手当等の支給	61					

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
	大和市移動支援事業の実施に関する規則	H18.10	障 が い 福 祉 課
	大和市日中一時支援事業の実施に関する規則	H18.10	//
	大和市重度身体障がい者訪問入浴サービス事業の実施に関する規則	H18.10	//
	障害者総合支援法	H18.10	//
	//	//	//
	大和市障害福祉サービス等利用者更生訓練費助成要綱	H18.10	//
	大和市身体障害者自動車改造費助成事業実施要綱	H18.10	//
	大和市下肢等障がい者自動車運転訓練費助成要綱	H18.10	//
	大和市障がい者緊急通報システム事業実施要領	H 8. 6	障 が い 福 祉 課
	大和市重度障がい者住宅設備改良費助成事業実施要綱	H 8. 4	//
	大和市在宅重度障がい者紙おむつ実施事業実施要綱	H 7. 4	//
	大和市福祉タクシー等利用助成事業実施要綱	S61. 6	障 が い 福 祉 課
	大和市福祉車両利用助成事業実施要綱	H18. 4	//
	大和市身体障がい者等自動車燃料費助成事業実施要綱	S61. 6	//
	大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例	H16. 4	//
	大和市心身障害者（児）歯科嘱託医の設置に関する規則	S63. 7	//
15歳～	大和市援護施設等通所訓練費の支給に関する要綱	S56. 4	//
	大和市障害者グループホーム等家賃助成金の支給に関する要綱	H19.10	//
	保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領	H12. 4	障 が い 福 祉 課
	//	//	//
	大和市心身障害者医療費助成条例	S47.10	障 が い 福 祉 課

障がい者の福祉（3）

障がい者の福祉（3）			ページ	身体 知的 精神	財 源 内 訳			
					国	県	市	その他
		ア．特別障害者手当	61	共通	○		○	
		イ．障害児福祉手当	61	共通	○		○	
		ウ．福祉手当（経過措置分）	61	共通	○		○	
	(2) 大和市障害者福祉手当の支給		61	共通			○	
	(3) 神奈川県在宅重度障害者等手当の支給		62	共通		○		
	(4) 特別児童扶養手当の支給		62	共通	○			
6．福祉団体等関係			62					
	(1) 障がい者（児）福祉団体への支援		62					
		ア．大和市心身障害児者福祉団体連合会	62	身体 知的			○	
	(2) 神奈川県障害者スポーツ大会		63	共通		○		
7．その他			63					
	(1) 心身障害者扶養共済（県）		63	共通		○		
	(2) 交通割引証の交付		63					
		ア．バス運賃の割引	63	身体 知的				
		イ．有料道路通行料金の割引	63	身体 知的				
	(3) 成年後見制度利用支援事業		64	共通			○	
	(4) 多様な障がいへの理解促進		64					
		ア．あいサポート運動	64	共通			○	
		イ．障害者差別解消法講演会	64	共通			○	
	(5) 手話入門講座・手話通訳者養成講座の開催		64					
		ア．手話入門講座	64	共通	○	○	○	
		イ．手話通訳者養成講座	64	共通			○	
	(6) 自殺対策事業		65					
		ア．やまと自殺対策講演会	65	共通		○	○	
		イ．ゲートキーパー養成研修	65	共通		○	○	
		ウ．大和市民自殺防止相談電話	65	共通		○	○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
20歳～	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 大和市特別障害者手当等事務取扱規則	S61. 4	障 が い 福 祉 課
0歳～19歳	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 大和市特別障害者手当等事務取扱規則	S61. 4	//
	//	S50.10	//
	大和市障害者福祉手当に関する条例	S48. 4	//
	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例	S44. 4	//
0歳～19歳	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	S39. 9	//
	大和市心身障害児者福祉団体等に対する補助金交付要綱	H 9. 4	障 が い 福 祉 課
	神奈川県障害者スポーツ大会実施要綱	S36. 4	//
	神奈川県心身障害者扶養共済制度条例	S45. 7	障 が い 福 祉 課
	※法的根拠なし（各事業者のサービスによるもの）		障 が い 福 祉 課
	※法的根拠なし		//
	大和市成年後見制度における市長申立て手続に関する要綱 大和市成年後見制度に基づく審判請求等費用助成に関する要綱	H13. 6	//
	大和市あいサポート運動推進事業実施要領	H31. 4	障 が い 福 祉 課
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	H28. 4	//
	大和市手話奉仕員養成事業実施要領	H12. 4	障 が い 福 祉 課
	大和市手話通訳者養成事業実施要領	H 8.12	//
	自殺対策基本法	H20. 4	障 が い 福 祉 課
	//	//	//
	//	//	//

障がい者の福祉（４）

		ページ	身体 知的 精神	財 源 内 訳			
				国	県	市	その他
	(7) 農福連携事業	65	共通			○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
		R 6. 4	障 が い 福 祉 課

1. 障がい者の福祉

(1) 障がい者統計

◎ 身体障がい者（児）とは

身体障害者福祉法施行規則に定める等級に該当する身体上の障がいがあって、身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。

◎ 知的障がい者（児）とは

「知的障害者とは、知的機能障害が発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある者」をいう。

（平成 12 年に厚生省が行った知的障害児（者）基礎調査より）

◎ 精神障がい者（児）とは

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は自立支援医療（精神通院）費の支給を受けている者をいう。

身体障害者手帳所持者（児）数

級 別	者※1 児※2 別	視 覚	聴 覚	平 衡 機 能	音 声 ・ 言 語 ・ 咀 嚼	肢 体 不 自 由	心 臓	じん 臓	呼 吸 器	又 は 直 腸 ぼ う こ う	小 腸	肝 臓	そ の 他	合 計
1 級	者	134	21	0	1	507	788	611	15	0	0	14	10	2,101
	児	2	1	0	0	40	11	0	0	0	1	4	0	59
	小計	136	22	0	1	547	799	611	15	0	1	18	10	2,160
2 級	者	142	100	0	2	500	6	0	1	1	0	2	32	786
	児	2	3	0	0	18	0	0	0	2	0	0	0	25
	小計	144	103	0	2	518	6	0	1	3	0	2	32	811
3 級	者	29	68	0	22	382	205	3	16	12	0	1	16	754
	児	0	3	0	2	7	2	0	0	4	0	0	0	18
	小計	29	71	0	24	389	207	3	16	16	0	1	16	772
4 級	者	37	153	0	24	611	142	1	8	292	2	0	22	1,292
	児	0	1	0	0	4	1	0	0	2	0	0	0	8
	小計	37	154	0	24	615	143	1	8	294	2	0	22	1,300
5 級	者	84	0	2	0	219	0	0	0	0	0	0	0	305
	児	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	小計	84	0	2	0	221	0	0	0	0	0	0	0	307
6 級	者	9	169	0	0	151	0	0	0	0	0	0	0	329
	児	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	小計	9	174	0	0	151	0	0	0	0	0	0	0	334
合 計	者	435	511	2	49	2,370	1,141	615	40	305	2	17	80	5,567
	児	4	13	0	2	71	14	0	0	8	1	4	0	117
	小計	439	524	2	51	2,441	1,155	615	40	313	3	21	80	5,684

※1 「者」は18歳以上の者

(障がい福祉係)

※2 「児」は18歳未満の者

※重複障害者は主たる障害の区分に計上してある。

障がい者の福祉

療育手帳所持者（児）数

区 分 程度別	18 歳以上			18 歳未満			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
最重度 (A1)	182	89	271	51	40	91	233	129	362
重 度 (A2)	168	94	262	75	35	110	243	129	372
中 度 (B1)	192	157	349	85	45	130	277	202	479
軽 度 (B2)	367	159	526	328	134	462	695	293	988
合 計	909	499	1,408	539	254	793	1,448	753	2,201

※療育手帳とは、知的障害者（児）に対して一貫した指導・相談を行い、各種の援護措置を受けやすくして知的障害者（児）の福祉の増進に資することを目的とするものである。（障がい福祉係）

療育手帳所持者（児）数の推移

	5	6	7
18 歳以上	1,341	1,358	1,408
18 歳未満	732	773	793
合計	2,073	2,131	2,201

（障がい福祉係）

精神障害者保健福祉手帳所持者（児）数

	5	6	7
1 級	191	188	201
2 級	1,573	1,679	1,826
3 級	910	981	1,029
合 計	2,674	2,848	3,056

（こころの健康係）

発生原因別身体障害者（児）数 ※（）は全体に占める割合（％）

	5	6	7
戦 傷	1 (0.02)	1 (0.02)	1 (0.02)
結 核	3 (0.05)	3 (0.05)	3 (0.05)
交通事故	118 (2.05)	118 (2.07)	114 (2.01)
先 天 性	372 (6.46)	377 (6.62)	370 (6.51)
疾 病 (脳血管障害含む)	4,171 (72.46)	4,530 (79.60)	4,292 (75.51)
そ の 他	1,091 (18.96)	662 (11.64)	904 (15.90)
合計	5,756 (100)	5,691 (100)	5,684 (100)

（障がい福祉係）

身体障害程度等級表

級別	肢体不自由	
	上肢機能障害	下肢機能障害
1 級	1. 両上肢の機能を全廃したもの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両下肢の機能を全廃したもの 2. 両下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの
2 級	1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢の上腕の 2 分の 1 以上を欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したもの	1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢の下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの
3 級	1. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の機能の著しい障害 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1. 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2. 一下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したもの
4 級	1. 両上肢のおや指以上を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4. 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6. おや指又はひとさし指を含めて、一上肢の三指を欠くもの 7. おや指又はひとさし指を含めて、一上肢の三指の機能を全廃したもの 8. おや指又はひとさし指を含めて、一上肢の四指の機能の著しい障害	1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3. 一下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障害 5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して 10 センチメートル以上又は健側の長さの 10 分の 1 以上短いもの
5 級	1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節以上の機能の著しい障害 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3. 一下肢が健側に比して、5 センチメートル以上又は健側の長さの 15 分の 1 以上短いもの
6 級	1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1. 一下肢のリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害
7 級	1. 一上肢の機能の軽度の障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5. 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6. 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2. 一下肢の機能の軽度の障害 3. 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4. 一下肢のすべての指を欠くもの 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して、3 センチメートル以上又は健側の長さの 20 分の 1 以上短いもの

級別	肢体不自由		
	体幹機能障害	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
		上肢機能障害	移動機能障害
1 級	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2 級	1. 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上る事が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3 級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4 級		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5 級	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6 級		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7 級		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

※備考

1. 肢体不自由においては、7 級に該当する障害が2 以上重複する場合は、6 級とする。
2. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については、第1 指骨間関節以上を欠くものとする。
3. 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
4. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては座骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
5. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

※7 級の障害について

7 級の障害は、1 つのみでは身体障害者福祉法の対象とならないが、7 級の障害が2 つ以上重複する場合又は7 級の障害が6 級以上の障害と重複する場合は、同法の対象となるものであること。

級別	視 覚 障 害
1 級	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が 0.01 以下のもの
2 級	1. 視力の良い方の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度（I / 4 視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度（I / 2 視標による。以下同じ。）が 28 度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
3 級	1. 視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの（2 級の 2 に該当するものを除く。） 2. 視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
4 級	1. 視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの（3 級の 2 に該当するものを除く。） 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が 70 点以下のもの
5 級	1. 視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの 2. 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの 3. 両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
6 級	視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの

級別	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
	聴覚障害	平衡機能障害	
1 級			
2 級	両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの（両耳全ろう）		
3 級	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
4 級	1. 両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
5 級		平衡機能の著しい障害	
6 級	1. 両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの（40 センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの） 2. 一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの		

障がい者の福祉

級別	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害
1 級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2 級				
3 級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4 級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5 級				
6 級				

級別	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
1 級	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2 級		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3 級	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
4 級	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5 級			
6 級			

※備考

身体障害程度等級表について

1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1 級上の級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
2. 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の級とすることができる。
3. 空欄については、等級が設定されていない。

療育手帳判定基準（神奈川県療育手帳制度実施要綱別表より）

障害程度		判 定 の 基 準
最 重 度	A1	1. 標準化された検査により判定した結果を指数化したもの（以下「指数」という）が、おおむね 20 以下のもの。 2. 指数がおおむね 21 以上 35 以下のもので、身体障害者福祉法に基づく障害等級（以下「障害等級」という）の 1 級、2 級又は 3 級に該当するもの。
重 度	A2	1. 指数がおおむね 21 以上 35 以下のもので、上記 A1 に該当しないもの。 2. 指数がおおむね 36 以上 50 以下のもので障害等級の 1 級、2 級又は 3 級に該当するもの。
中 度	B1	指数がおおむね 36 以上 50 以下のもので、上記 A2 に該当しないもの。
軽 度	B2	1. 指数がおおむね 51 以上 75 以下のもの。 2. 指数が境界線級であって、かつ、自閉症の診断書があり、県内の児童相談所又は県立総合療育相談センターの長が認めたもの。

(2) 各障害者手帳の新規交付

ア. 身体障害者手帳の交付

身体障害者手帳は国や市などのさまざまなサービスを利用するうえで必要となるもので、視覚・聴覚・平衡感覚・音声言語機能・肢体・心臓・じん臓・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓等に永続する障がいがある場合に申請に基づいて交付する。

また、障がいの程度によって 1 級～6 級までに区分される。

なお、交付事務は市が窓口となり神奈川県立総合療育相談センターが行っている。

新規身体障害者手帳交付者数

	5	6	7
1 級	208	200	169
2 級	37	37	50
3 級	25	33	34
4 級	106	89	99
5 級	37	17	24
6 級	25	17	24
合 計	438	393	400

(障がい福祉係)

イ. 療育手帳の交付

知的障がいがあり、一貫した相談・支援を受けることが必要な場合に、申請に基づき、児童相談所又は神奈川県立総合療育相談センターで知的障がいと判定された者に交付する。

また、障がいの程度によって、次のように区分される。

A1（最重度） A2（重度）

B1（中度） B2（軽度）

（障害程度の区分は、療育手帳判定基準を参照）

なお、交付事務は市が窓口となり神奈川県立総合療育相談センター等が行っている。

新規療育手帳交付者数

	5	6	7
人 数	115	105	102

(障がい福祉係)

障がい者の福祉

ウ. 精神障害者保健福祉手帳の交付

精神障がい（統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、その他の精神疾患）がある場合に申請に基づいて交付する。

なお、交付事務は市が窓口となり神奈川県精神保健福祉センターが行っている。

新規精神障害者保健福祉手帳 交付者数

	5	6	7
人 数	280	283	261

（こころの健康係）

（3）障害者巡回更生相談（県）

神奈川県立総合療育相談センターの医師、心理判定員、福祉司が、補装具の交付要否判定などについて助言・指導を行う。

相談状況

	5	6	7
件 数	16	13	19

（自立支援係）

2. 障害者総合支援法

◎ 障害者総合支援法とは

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援していくため、これまでの身体・知的・精神という障がいの種別で区別せず、福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度により提供する仕組みを定めた法律。（正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

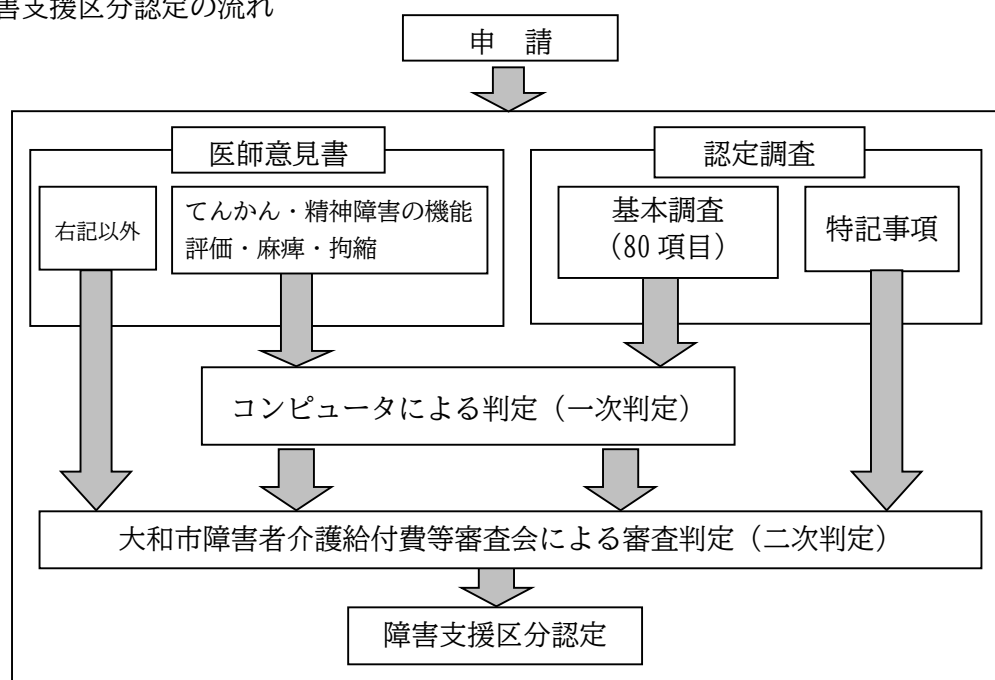
（1）障害支援区分認定

ア. 障害支援区分認定とは

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者が食事や入浴の介護や家事等のサービスを利用する際には、本人の身体状況等から必要な支援の度合いを障害支援区分として認定を受ける必要がある。なお、この障害支援区分認定は市が設置した大和市障害者介護給付費等審査会で審査判定が行われる。

※障害者総合支援法の改正により、平成 26 年 4 月 1 日以降の申請より障害程度区分から障害支援区分に名称、内容が変更された。

イ. 障害支援区分認定の流れ



障害福祉サービスの必要度（どれくらい、障害福祉サービスを支給する必要があるのか）の判定は客観的で公平な判定を行うためコンピュータによる一次判定と、それを原案とし、「主治医の意見書による医学的見解」と併せ、保健・医療・福祉に関する専門家らで構成される「大和市障害者介護給付費等審査会」での二次判定の２段階で行われる。

ウ. 調査実施件数

	5	6	7
調査総件数	724	1,097	892
うち身体障がい者	93	195	155
うち知的障がい者	237	473	322
うち精神障がい者	388	421	402
うち難病患者等	6	8	13

（自立支援係）

エ. 認定者数

	5	6	7
認定総件数	373	719	549
うち身体障がい者	75	173	136
うち知的障がい者	148	372	229
うち精神障がい者	148	169	176
うち難病患者等	2	5	8

（自立支援係）

障がい者の福祉

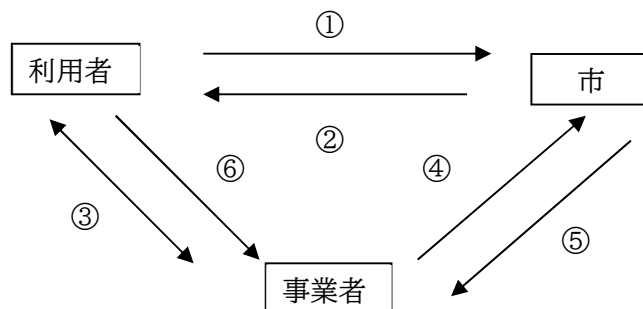
オ. 審査判定状況（令和7年度）

2次判定 1次判定	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
非該当(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
区分1(人)	0	7	0	0	0	0	0	7
区分2(人)	0	0	96	5	0	0	0	101
区分3(人)	0	0	0	125	11	0	0	136
区分4(人)	0	0	0	0	112	8	0	120
区分5(人)	0	0	0	0	0	71	17	88
区分6(人)	0	0	0	0	0	0	97	97
合計(人)	0	7	96	130	123	79	114	549
構成比(%)	0.0	1.3	17.5	23.7	22.4	14.4	20.7	100.0

※審査会における上位変更率：7.5%

（自立支援係）

(2) 自立支援給付の流れ



- ① 支給の申請
- ② 支給の要否決定（認定）
- ③ サービスの契約・利用・提供
- ④ 事業者が市に代理受領請求
- ⑤ 支払い
- ⑥ 利用者負担（所得等に配慮した負担）

(3) 障害福祉サービスについて

ア. 介護給付

サービス名	概 要	利用者数 ※()内は障がい児の人数		
		5	6	7
居宅介護	入浴、排泄、食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助サービス。	229 (6)	230 (7)	234 (4)
行動援護	行動の際に生じうる危険回避のための援護や、外出時の移動支援。	20 (2)	33 (6)	43 (8)
短期入所	短期の入所による介護サービス。介護者が病気の場合やレスパイトなどのために利用できる。	85 (16)	98 (20)	94 (17)
重度訪問介護	居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービス。重度の肢体不自由者が対象。	7	7	10
療養介護	医療を受けながら、介護の提供を受けることができるサービス。主に日中、病院などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助など。	18	19	17
生活介護	主に日中、障害者支援施設などで行われる入浴、排泄、食事の介護や、創作的活動及び生産活動などのサービス。常に介護を必要とする者が対象。	484	491	496
施設入所支援	施設入所者に対して提供される介護サービス。主に夜間に提供されるもの。	139	127	123
同行援護	視覚障がい者等の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供他必要な援助を行うサービス。	36 (1)	38 (0)	41 (0)

イ. 訓練等給付

サービス名	概 要	利用者数		
		5	6	7
共同生活援助	共同生活を営む住居における相談、入浴、排泄又は食事の介護、その他の日常生活上の援助。主に夜間に提供されるもの。	355	399	425
自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むために必要な訓練。一定期間のプログラムによる身体機能や生活能力向上のための訓練を受けることができる。	49	42	46
就労移行支援	就労時必要な知識・能力の向上をはかるための訓練。一定期間のプログラムにより、職場実習などの訓練を受けることができる。	113	105	96
就労継続支援	通常の事業者に雇用されることが困難な者を対象とする継続的な就労支援。	516	567	616
宿泊型自立訓練	知的障がい者、精神障がい者が居室等の設備を利用し、社会参加及び自立に必要な能力を身につけるための支援を行うサービス。	1	0	0

障がい者の福祉

ウ. 自立支援医療制度

平成 18 年 4 月から、精神、身体、児童の障がいごとに実施されていた公費負担医療制度（精神通院医療、更生医療、育成医療）が、共通のルールによる公費負担制度となった。

(ア) 精神通院医療

精神科の外来診療の際、保険適用になる医療費の自己負担を原則 1 割までに軽減する。

承認件数

	5	6	7
件 数	4,752	4,973	4,954

(こころの健康係)

(イ) 更生医療

神奈川県立総合療育相談センターにおいて、必要と認められた 18 歳以上の身体障がい者に対し、障がいの軽減、機能回復のための医療費を助成する。

助成状況

	5	6	7
人 数	305	374	352

(障がい福祉係)

(ロ) 育成医療

身体に障がいのある 18 歳未満の児童に対し、障がいの軽減、機能回復のための医療費を助成する。

助成状況

	5	6	7
人 数	6	2	0

(障がい福祉係)

エ. 補装具費の支給

身体障がい者（児）の状況、年齢、職業、生活環境などを考慮しながら、義肢、車いす、補聴器など補装具の購入又は修理に要した費用を利用者負担額を除き支給する。さらに身体障がい児については、その利用者負担額の半額を助成する。

支給状況

(単位：件)

	5	6	7
身体障害者	263	305	288
身体障害児	98	108	89

(自立支援係)

オ. 地域生活支援事業

(ア) コミュニケーション支援事業

a 手話通訳者の派遣・設置

聴覚障がい者などが、社会生活上で手話通訳を必要とする場合に派遣する。障がい福祉課の窓口は月曜日～金曜日、本庁舎は毎週月曜日に手話通訳者を設置。

利用状況

	5	6	7
回 数	836	889	854

※派遣の件数及び障がい福祉課・本庁舎設置分の合計
(障がい福祉係)

b 筆記通訳者の派遣

聴覚障がい者などが日常生活コミュニケーションを円滑に行うことが出来るように筆談による要約筆記通訳者を派遣する。

利用状況

	5	6	7
回 数	14	25	20

(障がい福祉係)

(イ) 日常生活用具の給付

在宅重度障がい者(児)及び難病患者等に対し、日常生活上の困難を解消するために、障がいに応じストーマ装具、特殊寝台等を給付する。

給付状況

	5	6	7
件 数	4,061	5,153	4,220

(自立支援係)

(ウ) 移動支援

障がい者の社会参加や余暇支援を援助するため、ガイドヘルパーが移動を支援する。

移動に支援が必要な全身性障がい、1級の手帳を取得している身体障がい者及び、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等が対象。

利用者数

	5	6	7
人 数	167 (16)	160 (18)	156 (12)

※()内は障がい児の人数

(自立支援係)

(エ) 日中一時支援

障がい者の日中における活動の場の確保と障がい者を日常的にケアしている家族の一時的な休息等を図ることを目的に預かりを行う。

利用者数

	5	6	7
人 数	66 (45)	55 (36)	49 (29)

※()内は障がい児の人数

(自立支援係)

(オ) 訪問入浴サービス

家族介助による入浴が困難な重度身体障がい者及び難病患者等に対し、入浴の機会を提供することにより障がい者の保健衛生の向上と家族の精神的、身体的な負担の軽減を図ることを目的に実施する。

	5	6	7
回 数	703	704	754

(障がい福祉係)

(カ) 地域活動支援センター(ポピー)

精神障がいのある方を対象に日中活動(プログラム活動やフリースペース等)の場を提供するとともに、相談支援(面接、電話、訪問等)を行う。

利用状況

	5	6	7
延べ人数	6,749	5,831	6,055
内、延べ相談支援件数	2,993	2,368	2,110

(こころの健康係)

(キ) 相談支援事業「なんでも・そうだん・やまと」

障がいのある方やその家族の様々な不安や悩みなどの相談を専門の相談職員が受け、地域で安心して豊かな生活を送ることができるよう支援する。

実施事業所数：3事業所

相談件数

	5	6	7
延べ件数	11,654	11,956	12,746
実相談者数	1,425	1,527	1,339

(こころの健康係)

障がい者の福祉

(ク) 身体障害者更生訓練費支給

自立訓練又は就労移行支援を利用している障がい者に対し、社会復帰の促進を図ることを目的とし、更生訓練費を支給する。ただし、所得制限あり。

支給状況

	5	6	7
人 数	0	0	0

(自立支援係)

(ケ) 自動車改造費用の助成

1・2級の身体障がい者(下肢・体幹)が自動車を購入し、自ら運転するため、ハンドル、ブレーキなどを改造する場合、10万円までを助成する。ただし、所得制限あり。

利用状況

	5	6	7
件 数	2	3	0

(自立支援係)

(コ) 自動車運転訓練・免許取得費用の助成

1～4級の身体障がい者(下肢・体幹・内部)が県公安委員会の指定する自動車教習所で訓練を受けた場合、技能教習訓練費の3分の2を、10万円を限度として助成する。

利用状況

	5	6	7
件 数	0	0	1

(自立支援係)

3. 日常生活援助

(1) 重度障がい者緊急通報システム事業

在宅の重度障がい者で、常時介護者がいないため、急病等の非常時に医療機関や消防署等への通報が出来ない状況にある者に対して、親族への連絡や救急車等の出動依頼を迅速に行う緊急通報システムを設置する。

なお、システム機器の設置費、管理料、及び撤去費を助成する。(所得に応じて自己負担がある)

設置状況

	5	6	7
件 数	4	3	3

(自立支援係)

(2) 住宅設備改良費の助成

在宅重度障がい者の日常生活の環境改善のため浴室・便所・玄関・台所などの改良費用を、80万円を限度として助成する。(所得に応じて自己負担がある)

助成状況

	5	6	7
件 数	4	6	3

(自立支援係)

(3) 在宅重度障がい者紙おむつ支給事業

排泄行為に支障のある在宅の65歳未満の重度障がい者に対し、紙おむつを1人年間約500枚支給する。

支給状況

	5	6	7
人 数	67	76	89

(自立支援係)

(4) 福祉タクシー等利用制度

ア. 福祉タクシー利用助成

1・2級の視覚・下肢・体幹機能障がい者、1級の上肢・内部障がい者、A1・A2又はIQ35以下と判定された知的障がい者及び1級の精神障害者保健福祉手帳所持者に対して、社会参加及び生活圏の拡大を図るため、月額2,000円に相当する福祉タクシー利用券を交付する。(自動車税・軽自動車税減免者及び自動車燃料費助成対象者は除く)

交付状況

	5	6	7
人 数	1,032	960	957

(障がい福祉係)

イ. 福祉車両利用助成

市民税非課税者で1・2級の下肢又は体幹機能障がい者及び3～5の要介護認定を受けていて、車いす等を使用しなければ歩行困難な者が、年12回、福祉車両を利用することができるよう助成する。

利用状況

	5	6	7
回 数	557	562	589

(障がい福祉係)

ウ. 身体障がい者等自動車燃料費助成

1・2級の下肢又は体幹機能障がい者、1級の上肢又は内部障がい者及び1級の精神障害者保健福祉手帳所持者が自己の所有する自動車を自ら運転する場合、月額2,000円を限度として燃料費を助成する。(福祉タクシー利用助成対象者は除く)

助成状況

	5	6	7
件 数	261	270	263

(障がい福祉係)

(5) 協働事業（外出サービス）

一人で外出することが困難な高齢者や障がい者の外出介助サービスをNPO法人と大和市の協働事業として実施(病院などへの送迎介助のほか余暇や買い物などの用事での利用も可能)。

利用状況

	5	6	7
対象台数	9	9	5
利用件数	9,153	9,413	6,868

(障がい福祉係)

(6) 障がい者（児）歯科健康診査事業

令和5年度をもって障がい者（児）の歯科健康診査事業を廃止した。

歯科衛生教室は障害サービス提供事業所にて年4回実施した。

健診状況

	5	6	7
件 数	22	—	—

歯科衛生教室状況

	5	6	7
参加者数	154	120	42

(こころの健康係)

障がい者の福祉

(7) 援護施設等通所訓練費支給事業

施設等に通所している障がい者に訓練費として交通費相当額を支給する。

支給状況

	5	6	7
人 数	715	733	750

(障がい福祉係)

(8) グループホーム等家賃助成事業

グループホーム、生活ホームを利用する障がい者の経済的負担を軽減させるために、月額 20,000 円を上限に、家賃部分について助成する。

支給状況

	5	6	7
人 数	227	229	254

(自立支援係)

(9) 精神障がい者等への支援事業

ア. 相談支援

精神障がい者やその家族・関係機関等を対象に、保健師が体調管理や社会復帰・生活に関することなどの相談支援を窓口面接や訪問にて行う。

利用状況

	5	6	7
電話相談 件数	4,533	3,302	2,556
面接相談 件数	1,359	652	1,179
訪問件数	398	249	262

(こころの健康係)

イ. 普及啓発

一般市民や精神障がい者の家族等を対象に、うつ病や統合失調症等の病気や障がいの理解・予防等に関する普及啓発を行う。

参加状況

	5	6	7
講座等参加 延べ人数	28	1,132	34
講座回数	1	9	1

(こころの健康係)

4. 医療

(1) 心身障害者医療費助成

重度の身体、知的及び精神障がい者の健康保持のため、医療費のうち健康保険適用の自己負担額(※)を助成する。ただし、生活保護法による医療扶助受給者や中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療支援給付受給者を除く。

※高額療養費及び精神障がい者の入院医療費等は助成対象外。

医療費の助成状況

	5	6	7
対象者数	2,604	2,545	2,525

(障がい福祉係)

5. 福祉手当等支給

(1) 特別障害者手当等の支給

ア. 特別障害者手当

日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者（20 歳以上）に支給する。ただし、病院又は診療所に継続して 3 か月以上入院している場合は、資格喪失となる。また、所得が一定の額を超えている場合は支給停止となる。

月額 30,450 円（令和 8 年 4 月時点）

支給は、5 月・8 月・11 月・2 月の年 4 回

支給状況

	5	6	7
対象人数	125	125	124

（障がい福祉係）

イ. 障害児福祉手当

日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障がい児者（20 歳未満）に支給する。ただし障害年金等一定の年金を受給している場合は、資格喪失となる。また、所得が一定の額を超える場合は支給停止となる。

月額 16,560 円（令和 8 年 4 月時点）

支給は、5 月・8 月・11 月・2 月の年 4 回

支給状況

	5	6	7
対象人数	138	139	154

（障がい福祉係）

ウ. 福祉手当（経過措置分）

昭和 61 年 3 月 31 日において、20 歳以上の従来の福祉手当受給資格者で、昭和 61 年 4 月 1 日において特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金が支給されない者に、引き続き支給要件に該当する間に限って従来通り福祉手当を支給する。

月額 16,560 円（令和 8 年 4 月時点）

支給は、5 月・8 月・11 月・2 月の年 4 回

支給状況

	5	6	7
対象人数	7	4	3

（障がい福祉係）

(2) 大和市障害者福祉手当の支給

在宅の重度及び中度の障がい者で、障害基礎年金、特別障害者手当、特別児童扶養手当等を受給していない者に支給する。ただし、所得の額が一定の額を超える場合は支給停止となる。

月額 3,000 円

支給は、9 月・3 月の年 2 回

支給状況

	5	6	7
対象人数	4,191	4,177	4,227

（障がい福祉係）

障がい者の福祉

(3) 神奈川県在宅重度障害者等手当の支給

毎年 8 月 1 日現在県内に 6 か月以上居住している在宅の重度障がい者（重複障がい児者及び特別障害者手当等受給者）に支給する。ただし、65 歳以上で新規に障がい者になった方は対象外となる。また、所得が一定の額を超える場合は支給停止となる。

年額 60,000 円

支給は、毎年 1 月

支給状況

	5	6	7
対象人数	282	284	275

(障がい福祉係)

(4) 特別児童扶養手当の支給

中程度以上の在宅の障がい児（20 歳未満）を監護している父母等に支給する。ただし所得が一定の額を超える場合は支給停止となる。

月額 1 級 58,450 円（令和 8 年 4 月時点）

2 級 38,930 円（令和 8 年 4 月時点）

支給は、4 月・8 月・11 月の年 3 回

支給状況

	5	6	7
対象人数	599	619	639

(障がい福祉係)

6. 福祉団体等関係

(1) 障がい者（児）福祉団体への支援

障がい者（児）の福祉の向上を目的とした活動をしている障がい者（児）団体に対して、健全な団体運営が行えるように補助金を交付する。

助成団体及び助成金額

(単位：円)

	5	6	7
大和市心身障害児者福祉団体連合会	195,000	195,000	195,000

(障がい福祉係)

ア. 大和市心身障害児者福祉団体連合会

心身障がい児者団体相互間の親密な協調、連携を図り、会員の生活と権利を守り向上させることを目的とした団体。独自事業として加盟団体相互間の連携、障がい児者福祉向上のため積極的な対策の推進を行う。

(ア) 大和市身体障害者福祉協会

市内に在住する身体障がい者の自立及び生活安定の向上を図るとともに協会員相互の親睦を図ることを目的とした団体。福祉団体等が行う身体障がい者対策事業、研修、見学、旅行及び親睦会等、その他本会が目的を達成するための各種事業を行う。

(イ) 大和市手をつなぐ育成会

市内に在住する心身障がい児者の保護育成及び福祉の増進を図ることを目的とした団体。本会は心身障がい児者の保護育成及び心身障がい児者の諸施設の整備促進に関すること、心身障がい児教育機関の設置並びに整備拡充促進に向けて様々な活動を行う。

(2) 神奈川県障害者スポーツ大会

障がい者のスポーツを奨励し、健康の維持、体力の増進並びに活発な精神活動の促進を図ると共に、障がいに対する理解を高めるために実施する。

実施状況（参加者数）

	5	6	7
陸 上	18	11	11
卓 球 サウンドテーブルテニス	14	15	11
水 泳	1	2	3
フライングディスク	9	2	7
ボウリング	1	0	0
アーチェリー	1	0	1
ボッチャ	0	0	1

（実施主体 神奈川県身体障害者連合会）

7. その他

(1) 心身障害者扶養共済（県）

自立生活が困難な障がい者（児）の保護者が一定の掛け金を拠出することにより、保護者亡きあと障がい者（児）に年金を支給する相互扶助精神に基づく共済制度である。

加入状況

	5	6	7
人 数	46	43	42

支給状況

	5	6	7
人 数	36	37	38

（障がい福祉係）

(2) 交通割引証の交付

ア. バス運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳を提示することによりバス運賃の割引が受けられる。介護人については、割引証が必要となる。

交付状況

	5	6	7
枚 数	526	520	529

（障がい福祉係）

イ. 有料道路通行料金の割引

身体障がい者が自ら車を運転する場合及び身体障害者手帳第1種の障がい者あるいは、療育手帳A1・A2の障がい者を乗車させ介護者が自動車を運転する場合、事前に登録をしておくことにより有料道路の通行料金の割引が受けられる。（障がい者1人につき登録は1台で営業車は除く）

なお、ETC を利用する場合にも同様の割引が受けられる。

受付件数

	5	6	7
件 数	1,089	974	1,011

（障がい福祉係）

障がい者の福祉

(3) 成年後見制度利用支援事業

本人又は親族等が家庭裁判所に申立をすると、選任された成年後見人等により、財産管理に関する法律行為、身上監護が行われるが、それらの申立が不可能な場合に、市長が申立を行い、制度が利用できるよう支援する。

市長申立件数

	5	6	7
件 数	2	3	9

(障がい福祉係)

(4) 多様な障がいへの理解促進

ア. あいサポート運動

多様な障がい特性や困りごとなどを理解し、障がいのある方に対する手助けや配慮を実践する「あいサポート運動」を展開し、あいサポーター研修を実施している。

あいサポーター研修受講者数

	5	6	7
人 数	129	94	136

(障がい福祉係)

イ. 障害者差別解消法講演会

障がい者への不当な差別の禁止や合理的配慮などへの理解促進のため、差別解消法講演会を実施している。

差別解消法講演会受講者数

	5	6	7
人 数	56	25	74

(障がい福祉係)

(5) 手話入門講座・手話通訳者養成講座の開催

ア. 手話入門講座

聴覚障がい者との交流と理解、手話の初歩的な技術の取得を目的に実施している。

手話入門講座回数・受講者数

	5	6	7
回 数	40	40	40
受講者数	25	26	30

(障がい福祉係)

イ. 手話通訳者養成講座

手話通訳者を目指す人を対象として、手話技術向上と通訳Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの試験対策として実施している。

(ア) ブラッシュアップコース

ブラッシュアップコース

回数・受講者数

	5	6	7
回 数	30	30	30
受講者数	15	12	13

(イ) 統一試験対策コース

統一試験対策コース回数・受講者数

	5	6	7
回 数	25	25	25
受講者数	2	3	4

(障がい福祉係)

(6) 自殺対策事業

ア. やまと自殺対策講演会

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であると言われている。自殺の現状やその予防・対策についての理解と普及を図ることを目的に、講演会を開催する。

やまと自殺対策講演会に参加した人数

	5	6	7
人 数	92	142	111

(こころの健康係)

イ. ゲートキーパー養成研修

市民一人ひとりが心に悩みを抱えている人に早期に気づき、行政の窓口や相談機関への橋渡しを支援する方法を学ぶ研修会（ゲートキーパー養成研修）を実施。

	5	6	7
ゲートキーパー養成研修実施回数	5	5	4
ゲートキーパー養成研修受講者数	139	214	171

(こころの健康係)

ウ. 大和市民自殺防止相談電話

自殺予防に向けた相談専用電話を開設する。
(令和6年度より自殺対策事業が健康福祉総務課から障がい福祉課に移管された。)

利用状況

	5	6	7
専用電話 ※1	57 ※2	41	25

※1 特定の頻回利用者の件数は除く

※2 健康福祉総務課における実績

(こころの健康係)

(7) 農福連携事業

農業応援課と連携し、農福連携の普及啓発等を目的としたスタートアップミーティングを開催するとともに、農業者と障がい福祉サービス事業所とを繋ぎ、仲介・調整を行う農福連携コーディネーターの養成講座を実施した。

